

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 305単位	×90／100	+5／100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合				退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位	
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450単位)
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (290単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (261単位)
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450単位)	
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (550単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (385単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (350単位)
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450単位)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (300単位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (400単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (360単位)	

注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合	+100単位
---	--------

注 准看護師が行う場合 ×90／100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。